

「無線従事者規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれらに対する総務省の考え方

○意見募集期間：令和3年11月5日（金）から同年12月6日（月）まで

○提出された御意見の件数：11件（法人1件、個人10件（提出意見数は、提出意見者数としています。））

○とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

No.	意見提出者	案に対する御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	賛成の意見を送ります。 新型コロナウイルス等の影響で国家試験が中止になるのを防ぐのももちろんですが、実施されれば、とくに大都市から遠い地域に住む者の受験機会も拡大し、地域による不公平もなくなると考えます。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
2	個人	本改正省令案に賛成する。 併せて、以下の事項の検討も必要である。 ・日本無線協会が現在導入を予定している一部陸上特殊無線技士及び一部アマチュア無線技士の試験だけではなく、各種特殊無線技士（電気通信術を含まないもの）及びアマチュア無線技士の全てに CBT 試験を拡大する。 ・受験会場確保及び試験官派遣の負担がなくなることから、現在の開催回数を大幅に増加し、毎月の受験が可能になるようにする。 また、アマチュア無線技士の取得者が減少している中、次世代の無線通信技術を支える青少年に対する無線技術の教育に有効であるアマチュア無線の維持・拡大のため、プロの無線従事者に対する試験の一部免除の検討を求める。 具体的には、第一級・第二級陸上無線技術士などの取得者に対し、第一級～第三級アマチュア無線技士の無線工学の免除を行うべきである。	本改正案に賛成のご意見として承ります。 いただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
3	個人	特に異議ありません。無線従事者試験の受験者減少の歯止めを期待しています。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無

4	個人	<p>受験機会の増大と安定を目指す本案に大いに賛成する。現在、コロナの流行は落ち着いているものの油断は許されず先も見通せない。</p> <p>この状況下で、制度化することは素晴らしい。試験実施団体も変革に努めているようであるが、行政側もさらに支援し、迅速に本制度が実施できるよう要望する。</p>	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
5	個人	<p>賛成します。</p> <p>総合通信局長が認めた方式（口述試験等）も表示すべきです。</p>	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
6	個人	賛成します。	本改正案に賛成のご意見として承ります。	無
7	個人	<p>本案に賛同します。</p> <p>なお、本案とは直接関係ありませんが、試験申し込み方法が今年度途中より変更され、写真が電子データによるものになりました。しかし、無線従事者免許証の申請時にはまだ紙の写真が必要です。</p> <p>免許証の申請についても、電子申請を導入するなどをして、紙の写真を用意する必要がなくなるよう要望します。</p>	<p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>現状、書面で行われている無線従事者免許証の申請については、電波法、電気通信事業法及び放送法に係る他の手続とともに、令和5年度（2023年度）から順次、e-Govを窓口とするオンラインによる手続を可能とすることを予定しています。</p>	無
8	個人	不正防止策が徹底されているなら、賛成です。	<p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、CBTによる試験においては、例えば同じ試験時間の同一資格の試験であっても受験者毎に異なる組合せの問題が出題されるなど、CBTの特性を生かした不正防止策が予定されています。</p>	無
9	個人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改正の趣旨は理解しますが、改正案があまりにもざっくりしており、賛否に至りません。 2. 現状では英会話の試験は実地でのリスニングにより行われています。これも CBT 方式での実施を想定されていますでしょうか。 3. 電気通信術についても CBT 方式による実施の余地があると考えます。直接電信印刷を除き送信は録音、受信は受信用紙の FAX またはイメージ送信により、直接電信印刷については専用ソフトの開発並びに頒布といった事が考えられます。 4. 今回の改正の趣旨に鑑みれば電気通信術についても集合を回避する必要があると言え、筆記の試験とは別に通 	<p>指定試験機関が実施する無線従事者国家試験においては、無線工学及び法規など、CBTで実績のある多肢選択式の試験（陸上特殊無線技士及びアマチュア無線技士の国家試験の一部）から、本格導入を開始する予定です。</p> <p>電気通信術をはじめとするその他の試験科目に関していただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

		信方式別に集合せずに随時実施するような仕組みをご検討ください。		
10	一般財団法人 日本アマチュア無線振興協会	<p>1 今回の改正主旨は、時代に即しかつ受験者の利便に資するものであり賛成します。 ただし、試験実施回数の制限又は同一人が同一資格を受験する回数を相当の間隔で最大年2回までとする制度とされたい。</p> <p>[理由] 資格取得の別方法である養成課程では、修了試験の受験は補講を条件に2回までに制度的に制限されています。国家試験については、現状、資格の区分に応じて、年2、3回程度から毎月といった幅のある頻度で受験機会が提供されていますが、こちらについても不合格となった場合は、再度知識の取得を行う期間を設け再受験する制度となっていると考えます。</p> <p>2 案文中「その他の機器」について想定されている具体的な機器を例示願います。 なお、あくまで例外的なものであれば、条文のただし書きで「特に必要と認める場合は、他の方法によることができる」旨のセービング規定を持っていることから、「その他の機器」は削除することが妥当と考えます。</p> <p>3 無線従事者の拡大に資する今回の改正に関連し、以下要望します。 総務省で推進しているICT人材育成において、アマチュア無線資格の取得は科学技術への興味を促す手段として大変有効なものと考えます。 については、青少年に対するアマチュア無線資格取得の促進策として、国家試験受験料及び認定養成課程の受講料に対する国等の支援をお願いするものです。一例として、本人負担を半額以下とし、その差額分を実施主体に補填する制度の創設が考えられます。</p>	<p>1 本改正案の方向性におおむね賛成のご意見として承ります。無線従事者国家試験の機会の提供の在り方に関していただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>2 本改正案の規定中、「その他の機器」については、他の類似の法令における用例を参考に定めているものです。また、C B Tにより国家試験を受ける際には、P Cに加えてプリンタも操作することが実際に想定されているため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>3 アマチュア無線技士資格に関していただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無

11	個人	<p>原案の趣旨に賛成します。また、電気通信術には次の対応があっても良いかと思えます。</p> <p>(1) 直接印刷電信→CBT 会場のパソコンに電文を入力させる方法。</p> <p>(2) 電話のうち送話→試験官と受験生が対面する従来の方法の他、試験官と CBT 会場にいる受験生とをオンライン面接のような環境で相対させて受験生が電文を読み上げる方法。</p>	<p>本改正案に賛成のご意見として承ります。</p> <p>指定試験機関が実施する無線従事者国家試験においては、無線工学及び法規など、CBTで実績のある多肢選択式の試験（陸上特殊無線技士及びアマチュア無線技士の国家試験の一部）から、本格導入を開始する予定です。</p> <p>電気通信術に関していただいたご意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。</p>	無
----	----	--	---	---